

特定自主検査(年次自主検査)及び月次自主検査受検仕様書

- 1 概要 本件は、法令で定められたショベルローダーの特定自主検査(年次自主検査)及び月次自主検査を行うものである。
- 2 期 日 令和9年3月15日
- 3 形 式 小松 SD23-3
- 4 点検場所 鳥羽水環境保全センター
- 5 検査内容
 - (1) 本車両の検査に当たっては本仕様書並びに特定自主検査明細書に基づき道路運送車両法の保安基準に適合するよう行うものとする。
 - (2) 月次自主検査は特定自主検査の実施月を除く毎月1回とし、特定自主検査は購入月に実施するものとする。なお、特定自主検査の納入日は車両引取り後7日間とする。
 - (3) 各関連機器を精査し、高度の性能を保持するよう注意すること。
 - (4) 特定自主検査において発生した取替部品は必ず係員に明示し、請負人の責任において関係諸法規を遵守して処分すること。また廃材受入業者が発行する伝票を整理し、廃材が完全に処分されたことが確認できるようにすること。
 - (5) 運搬はすべて納入業者で行い、運搬中の事故等については納入業者において負担すること。
 - (6) 特定自主検査(年次自主検査)及び月次自主検査の記録については、記録簿を作成し提出すること。
 - (7) 支払いは部分払い1回とし、特定自主検査終了後に請求することができる。
 - (8) この仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局及び関係法令によるほか、双方協議して定める。